

令和6年2月21日

報道機関各社 御中

連絡先	
課係名	松阪市企業誘致連携課
電話番号	0598-53-4366

1. 発表事項

市内初の「くるみん認定」取得事業者へ松阪市奨励金を交付します

2. 発表内容

松阪市では、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む市内事業者を応援するため、厚生労働大臣が認定する「くるみん認定」を取得した事業者へ奨励金30万円を交付する事業（「松阪市企業支援くるみん認定取得奨励金」）を令和5年度から実施しています。

このたび、株式会社東海セイムス（松阪市久保町1456-4）が、「くるみん認定」を市内事業者で初めて取得しましたので、次の日程で、松阪市長から奨励金目録を贈呈します。

(1) 日時 令和6年3月1日（金）13時00分から13時15分まで

(2) 場所 松阪市役所 3階 市長応接室

(3) 訪問者 株式会社東海セイムス 代表取締役 北原 直仁 氏
同 管理部長 池田 稔 氏

対応者 松阪市長 竹上 真人

■株式会社東海セイムスについて

松阪市で創業した森山薬局本店を源流のひとつとし、2010年に富士薬品グループの3社が合併して株式会社東海セイムスを新設
三重県、愛知県、和歌山県、大阪府、奈良県に全84店舗
(調剤単独6店舗、調剤併設19店舗、ドラッグストア59店舗)
従業員数 945人、売上高 193億円（2023年3月期）

■くるみん認定とは

仕事と子育ての両立が望める職場環境を整備した事業者を厚生労働大臣が認定する制度です。

「くるみん認定」を受けると、優秀な人材確保、企業イメージの向上、社員の定着率向上等が期待できます。

■くるみん認定条件

次の10項目をクリアする必要がある。

1. 雇用環境の整備について、一般事業主行動計画を策定したこと
2. 行動計画の期間が2年以上5年以下であること
3. 行動計画に定めた目標を達成したこと
4. 行動計画の公表及び労働者へ周知を行っていること
5. 計画期間における男性労働者の育休取得率が10%以上であること 等
6. 計画期間における女性労働者の育休取得率が75%以上であること 等
7. 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者向けの支援制度があること
8. フルタイム労働者の法定時間外の平均が各月45時間未満、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
9. 所定外労働の削減のための措置等について目標値を定めていること
10. 法令違反がないこと

■くるみん認定企業（令和5年12月末現在）

三重県内45社（松阪市内企業では初）